

### 第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時  
開催場所

平成31年3月7日(木) 午後4時00分  
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣  
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏  
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩  
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫  
松野 芳正

欠席農業  
委員

櫻井 宏

会 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則  
神谷 保行 ・ 栞原 修司 ・ 高橋 直美 ・ 辻 政廣  
戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 林 俊朗 ・ 福井 正弘  
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦  
山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史  
副主幹 伊佐治伸一 副主幹 高島 明見  
主査 則竹 邦彦 副主査 吉村 雅子  
主任 棚橋 秀行 主任主事 木下 勇気  
主事 片岡 美晴 主事 佐藤 優希  
主事 福藪 いづみ

議 案

第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

第14号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

第15号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

第16号 農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、平成31年第3回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、19名中18名ですので、本会議は成立することを報告致します。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号13番、江崎和浩委員、議席番号15番、中川美那子委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転9件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的と

する権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、長良地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 2 番、鷺山地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 3 番、常磐地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細 4 番及び 3 ページの申請明細 5 番、北長森地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸すものです。

申請明細 6 番及び 7 番、木田地区からの申請内容は、使用貸借による権利の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸すものです。

申請明細 8 番、鶉地区からの申請内容は、交換による所有権の移転で、農地転用を図る譲渡人と農業経営の合理化を図る譲受人が田の交換をするものです。

なお、この逆である譲渡人から譲受人への土地の交換は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用受理により、庭及び駐車場に転用となっております。

4 ページをお願い致します。

申請明細 9 番、鶉地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 10 番及び 11 番、網代地区からの申請内容は、交換による所有権の移転で、農業経営の合理化を図る譲渡人と譲受人が農地を交換をするものです。

申請明細 12 番、網代地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

5 ページをお願い致します。

申請明細 1 3 番、柳津地区からの申請内容は、所有権の移転で、譲渡人から、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 1 3 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の長良地区及び 2 番の鷺山地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

初めに申請明細 1 番ですが、今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が、農業経営を拡大したい譲受人に農地を譲り渡すものです。2 月 1 9 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地立会いを行いました。譲受人は、申請地において野菜の栽培を行う予定と聞いております。

続きまして申請明細 2 番ですが、農業経営を縮小したい譲渡人が、隣接農地を耕作している譲受人に農地を売り渡すものであります。2 月 2 1 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地立会いを行いました。譲受人はトラクターなどを所有しており、申請地においては野菜の栽培を行う予定と聞いております。

いずれの申請も、地元として許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 2 ページ 3 番の常磐地区の申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

今回の申請は、農業経営を廃止する譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、地区外の方ですが、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。2 月 1 9 日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員で現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく2ページ4番及び3ページ5番の北長森地区の申請については、担当地区の林明委員、御説明をお願いします。

林委員

初めに4番の申請は、体調不良のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に田を貸借するものです。

申請地は、以前から使用借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培する予定です。また、使用借人は認定農業者及び農地所有適格法人であります。

続いて5番の申請は、高齢のため農業経営を縮小する使用貸人から、使用借人に農地を貸借するものです。

こちらの申請地も、4番と同じ使用借人が引き続き水稻を栽培する予定です。

使用借人は地元の取り決めも十分に理解しておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ6番及び7番の木田地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

6番及び7番の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人に農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培する予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また農機具の保有状況も事務局職員が確認しております。

なお、使用借人は地元の取り決めを十分に理解しておりますので、いずれの申請も地元としては問題が無いとのことであります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ8番及び4ページ9番の鶉地区からの申請については、担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

初めに8番の申請は、譲受人と譲渡人の間で土地の交換を行う

ものです。

譲受人は、地元の取り決めも十分に把握しており、申請地においては水稻を栽培するとのことです。

2月25日に事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけることを確認しております。

続いて9番の申請は、譲渡人から農業経営を拡大したい譲受人に農地を譲り渡すものであります。

譲受人は、地元の取り決めも十分に把握しており、申請地においては一般野菜を栽培するとのことです。

2月25日に事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけることを確認しております。

よって、いずれの申請も許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく4ページ10番から12番の網代地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、御説明をお願いします。

松野委員

初めに10番、11番の申請は、網代地区に居住している方がそれぞれ所有している農地を交換するものであります。

2月14日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

いずれの申請人も、立会いの際に地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいましたので、許可は問題ないと判断しております。

続いて12番の申請は、網代地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

2月14日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は申請地において柿を栽培する予定とのことです。

所有農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいましたので、地元としては許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5ページ13番の柳津地区からの申請については、

担当地区の梶下信孝委員、御説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請は、譲渡人から農業経営を拡大したい譲受人に農地を譲り渡すものであります。

譲受人は、地元の取り決めも十分に把握しており、申請地において水稻を栽培する予定とのこととです。

2月21日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

議案第13号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

福田委員

12番についてですが、譲受人は自作地より貸付地が多い状態となっておりますが、今回農地を取得して農業経営の拡大を図るのですか。

奥田局長

12番の譲受人は柿農家であり、貸付地は田になっております。今回は柿栽培の規模を拡大するため畑を取得するものです。

福田委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

他に御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第14号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。市街化調

整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、7ページの用途区分別総括表にありますように、再生エネルギー発電施設1件で、転用面積は、畑5平方メートルとなっております。

8ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、方県地区の申請内容は、営農型太陽光発電施設に一時転用するものでございます。

営農型太陽光発電施設とは、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。

申請者は、この申請地において営農型太陽光発電施設による一時転用を、平成28年3月に許可を受けており、一時許可期間の3年を経過しようとしていることから、継続して営農型太陽光発電を行うものでございます。

今回の一時転用の申請については、太陽光発電施設の構造等の変更は無く、下部の農地において生産されている農産物は椎茸で、これを引き続き栽培する予定です。

今回の申請は、以下の条件を付して許可するものです。

1、営農型発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

2、営農型発電設備の下部において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

3、営農型発電設備の下部における営農が行われない場合又は営農型発電施設による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第14号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第15号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

10ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件で、転用面積は田499.3平方メートルとなっております。

11ページをお願い致します。

申請明細1番、三輪地区の申請内容は、使用貸借による権利の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第15号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第16号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出23件、第4条届出13件、第5条届出48件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第16号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

初めに第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

13ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました23件の内訳は、田が45筆30,932.68平方メートル、畑が35筆12,965平方メートルで、計80筆43,897.68平方メートルでありました。

続きまして14ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が7件、集団住宅その他が4件、工・鉱業用地が1件、貸駐車場・資材置場が1件、合計13件で、面積と致しましては、田、畑合計で6,185.12平方メートルとなっております。

受理明細は15ページから18ページに記載してございます。

続きまして19ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が22件、集団住宅その他が11件、学校用地が1件、官公署・病院等公的施設が1件、店舗等施設が6件、貸駐車場・資材置場が6件、その他が1件、合計48件で、面積と致しましては、田、畑合計で23,872.42平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、20ページから33ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまし

て、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成31年2月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

以上でございます。

議長

ただいまの議案第16号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議長

引き続きまして、現在、黒野地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、2月19日に県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後も農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

芥見嗟峨2丁目地内の砂利採取につきましては、現在表土の埋戻し作業を行っております。

2月19日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行いました。特に問題はありませんでした。その際に、工事は3月末頃に完了する予定と聞いております。

工事完了まで引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区及び芥見地区については、今後も引き続いて中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後4時30分閉会を宣す。